

平成18年11月20日

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

国民保護に係る訓練の実施について

平成18年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として鳥取県で実施する実動訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

今回の訓練は、国民保護に係る共同実動訓練として、武装グループによる化学剤の爆発飛散等を想定し、関係72機関が参加して被災者の救出救助や周辺住民の避難を実施する大規模な実動訓練です。

1. 実施日時

11月26日(日)9:30~14:30

訓練の進行状況により終了時刻は変わる可能性があります。

2. 主な訓練実施場所

(1)鳥取県米子市内の施設等

- ・鳥取県立武道館(化学剤爆発飛散に伴う消防、警察、自衛隊の現場活動)
- ・陸上自衛隊米子駐屯地前(臨時医療施設、みなし病院)
- ・航空自衛隊美保基地(負傷者の広域搬送)
- ・米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」(臨時医療施設)
- ・米子市加茂地区(住民避難)
- ・鳥取県西部総合事務所(政府及び鳥取県緊急処理事態現地対策本部)
- ・米子市役所(米子市緊急処理事態対策本部)

(2)その他

- ・鳥取県庁(鳥取県緊急処理事態対策本部)
- ・総理大臣官邸(鳥取県西部総合事務所とのTV会議)

3. 訓練想定

- ・鳥取県米子市において、多数の市民が集まる施設(鳥取県立武道館)で武装グループによる化学剤爆発飛散事案が発生し、多数の死傷者が発生。
- ・逃走した武装グループは公共の施設に立て籠もり、化学剤の散布を示唆。
- ・また、鳥取県立武道館近隣において未使用の爆発物発見。

4. 主な訓練項目

(1)実動訓練

- ・災害等対処訓練(鳥取県立武道館)

(参考1) これまでの国民保護訓練の実施状況及び今後の予定

実動訓練

- 平成17年11月27日 福井県 原子力発電所へのテロ攻撃
平成18年 8月25日 北海道 石油コンビナートへのテロ攻撃
9月29日 茨城県 原子力発電所へのテロ攻撃

図上訓練

- 平成17年10月28日 緊急対処事態図上訓練
- ・埼玉県 ターミナル駅への化学テロ
 - ・富山県 石油精製所における爆破テロ
 - ・鳥取県 県内各所における武装勢力の潜入・潜伏
 - ・佐賀県 県内各所における武装勢力の潜入・潜伏
- 平成18年 8月 9日 鳥取県 大規模集客施設への化学テロ
10月16日 福岡県 大規模集客施設への化学テロ
10月20日 福井県 ガス貯蔵施設及び駅舎への爆破テロ
10月26日 埼玉県 大規模集客施設への化学テロ
11月 2日 大阪府 ターミナル駅等の爆破テロ
11月10日 東京都 都内数カ所における同時爆破テロ
- 平成19年 2月上旬 佐賀県(予定)
2月上旬 愛媛県(予定)

(参考2) 国民保護法の訓練に係る規定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)
(抄)

(訓練)

第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。(以下、省略)

(参考3) 国民の保護に関する基本方針の訓練に係る規定

国民の保護に関する基本方針(平成17年3月25日閣議決定)(抄)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第7節 訓練及び備蓄

1 訓練

国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。